

口蹄疫発生による県税の納税の猶予制度について

今般の口蹄疫により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

口蹄疫により被害を受けられた方については、県税の納税の猶予や分納の相談を行っております。

まずは、最寄りの県税・総務事務所にご相談ください。

1 納税の猶予の対象となる方

- ① 口蹄疫により飼養する家畜(牛・豚等)が殺処分された畜産農家・畜産事業者
- ② 口蹄疫による移動制限・搬出制限区域の設定に伴って飼養する家畜(牛・豚等)を移動又は搬出することができない畜産農家・畜産事業者
 - * その他、制限区域外の畜産農家や畜産関連事業者の方などで口蹄疫の影響による損害が著しい方は納税の猶予の対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

2 納税の猶予の対象となる主な税目

県税(法人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、自動車税など)

3 納税の猶予期間

原則として、1年以内(最高2年)です。

4 問い合わせ先

事務所名	電話番号	所轄区域
宮崎県税・総務事務所	0985-26-7605 0985-26-7273	宮崎市、国富町、綾町
日南県税・総務事務所	0987-23-3771	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	0986-23-4516	都城市、三股町
小林県税・総務事務所	0984-23-3194	小林市、えびの市、高原町
高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日向県税・総務事務所	0982-52-4148	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
延岡県税・総務事務所	0982-35-1811	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
県税務課	0985-26-7020	